

草の根パートナー型
2018年度 採択内定案件

I. 提案事業の概要	
1. 対象国名	モンゴル国
2. 事業名	玉ねぎの品種改良による新ブランドの確立とフードバリューチェーンの構築
3. 事業の背景と必要性	<p>(1) なぜ当該事業に取り組む必要があるのか</p> <p>モンゴル国の農業は鉱業に次ぎ GDP の約 12.2% (2016 年)、労働人口の約 3 割を占める基幹産業である。政府は「持続可能な開発ビジョン 2030」で、農業発展を第 1 に位置づけ、農畜製品の製造・加工・販売に重点を置く方向である。</p> <p>対象地域であるトゥブ県ジャルガラント村は、首都ウランバートル市から北西に 135 ㎞、海拔 850m~1050m に位置する同国主要農産地であり、ジャガイモは国内消費量の約 25%を生産し、「ジャルガラントのジャガイモ」というブランドを築いている。村の総面積 186,800ha (香川県と同面積) の内、15,000ha に小麦、3,500ha にジャガイモ、35ha に野菜を栽培しており、農業は村の年収の 5 割を占める主要産業である。1990 年以前は、果樹園もありリンゴ等を栽培する他、キャベツ、人参、玉ねぎ、キュウリ、トマト等多種の野菜を栽培していたが、収益性から小麦・ジャガイモに偏り、2013 年に 130ha だった野菜が、2017 年には 35ha までに減少している。一方、ジャガイモ・小麦は生産過剰により、価格の低下を招き、農家の収入が極めて不安定になっている。現状で野菜栽培移行は①種子の確保、②栽培技術の喪失、③収益性の低下等の問題から困難である。また、現状のままでは、連作により土地条件が悪化し、農家収入が一層不安定になる。</p> <p>国民が食する主要野菜の 1 つは玉ねぎだが、国内消費量の半分しか生産していない。また、遊牧から定住へ生活様式は変化した「肉」中心の食生活は変わらず、生活習慣病が大きな問題である。玉ねぎはケルセチン等が豊富で生活習慣病の予防効果がある。村で品種改良、種子生産等を行い、積極的に栽培できれば、ジャガイモと共にジャルガラント村の新たなブランドとなり、農民の新たな収益基盤が確保できる。</p> <p>(2) 当該事業を行わない場合、対象地域や対象者はどうなってしまうのか</p> <p>農家の収入が安定せず、離農が進み、農地が荒れ果て、砂漠化等が進行する。また、水資源不足や大気汚染にもつながる。村はモンゴル国の農産物主産地であるので、食料自給率が低下し、一層の輸入依存を招き、安全・安心な食料供給に支障を来す。過去には毒野菜輸入による死者も出ている。健康野菜である玉ねぎの需要は、生活習慣病の改善に向けて大きく伸びることも想定されるので、これにも影響が必至である。</p>
4. プロジェクト目標	トゥブ県ジャルガラント村において新ブランド農作物 (玉ねぎ) の安定栽培が実現し、農民の収入が向上する
5. 対象地域及び管轄する領事館	<p><対象地域> トゥブ県ジャルガラント村</p> <p><管轄する領事館> 在モンゴル日本大使館</p>
6. 受益者層 (ターゲットグループ)	<p>直接受益者: トゥブ県ジャルガラント村の普及員 1 名及び篤農家 5 軒と協力農家 50 軒</p> <p>間接受益者: トゥブ県ジャルガラント村の一般農家 1000 軒</p>
7. 生み出すべきアウトプット及び活動	<p>(1) 事業終了時点の状態になるために何が達成されないといけないか</p> <p>①トゥブ県ジャルガラント村で玉ねぎの種子及び種球が生産される</p> <p>②トゥブ県ジャルガラント村の農家の玉ねぎ栽培技術が向上する</p> <p>③トゥブ県ジャルガラント村で篤農家及び協力農家が生産した玉ねぎの集荷・選果・販売を流通センターで一元化し、ブランド化する等適切な仕組みが構築される</p> <p>(2) (1)を達成するためにどんな活動を行うか (箇条書きで記入)</p> <p>①-1 現地で事業の説明会を開催する (カウンターパートの普及員を始めとする関係者、モンゴル国植物農業研究所、農家等を対象に)</p> <p>①-2 ジャルガラント村で品種改良・種子・種球生産・試験栽培をするための試験農園を設置する。専門家が現地へ渡航するまではオンラインで普及員と現地業務補助員等と打合せをしながら基盤整備を進め、渡航開始後は現場を直接確認しながら試験農園を完成させる。</p> <p>①-3 ジャルガラント村の普及員及び現地業務補助員と日本人専門家が共同で地域の土壌、気象状況の基礎調査、既存の種子や種球の分析を行う。専門家が現地へ渡航するまではオンラインで普及員及び現地業務補助員等と打合せをしながら進める。</p> <p>①-4 玉ねぎ栽培状況、種子・種球生産状況等に関する基礎調査を行う。専門家が現地へ渡航するまではオンラインで普及員及び現地業務補助員等と打合せをしながら進める。</p> <p>①-5 種子・種球生産について講習会を開催し、プロジェクトに協力できる篤農家 (種子や種球を生産し、協力農家に栽培技術を指導する) を選定する</p> <p>①-6 種子及び種球生産技術チェックリストを作成する</p> <p>①-7 普及員並びに篤農家の種子及び種球生産技術レベルを確認する</p> <p>①-8 日本人専門家が普及員及び篤農家に品種改良と種子、種球生産技術の指導を行う</p> <p>①-9 試験農園及び篤農家の畑で品種改良のための試験栽培を行う (現地業務補助員 (試験農園管理) が試験農園を管理する)</p> <p>①-10 日本人専門家及び普及員が篤農家へ定期的に巡回指導、技術レベルの確認をする</p> <p>①-11 他地域の玉ねぎ採種事業を調査する (主にウブルハンガイ県)</p> <p>①-12 品種改良された種子及び種球にかかるモンゴル国の認証を受けるための申請、準備をする</p> <p>①-13 試験農園及び篤農家の畑で、品種改良された種子及び種球の増殖栽培をする</p> <p>①-14 本邦研修で農家や普及員等が玉ねぎ種子の採種方法を学ぶ</p>

	<p>②-1 玉ねぎ栽培技術レベルチェックリストを作成する</p> <p>②-2 普及員並びに篤農家の玉ねぎ栽培技術レベルを確認する</p> <p>②-3 日本人専門家が普及員及び篤農家に玉ねぎ栽培技術の指導を行う</p> <p>②-4 協力農家を選定し、玉ねぎ栽培技術レベルを確認する</p> <p>②-5 普及員と篤農家が協力農家向けに講習会を開催し、品種改良にかかる基礎知識及び玉ねぎ栽培技術を教え、日本人専門家が助言する</p> <p>②-6 篤農家及び協力農家の畑で玉ねぎを栽培する（試験農園と篤農家の畑で育成・増殖した種子及び種球を使用）</p> <p>②-7 普及員と篤農家が協力農家の巡回指導・栽培確認を行い、日本人専門家が助言する</p> <p>②-8 普及員が篤農家及び協力農家と協力して定期的に技術レベルをチェックし、作況調査を行い、日本人専門家が助言する</p> <p>②-9 既存の玉ねぎ栽培マニュアルを改訂する</p> <p>②-10 本邦研修で農家や普及員等が玉ねぎ栽培技術を学ぶ</p> <p>③-1 現地流通体制の現状を調査する。専門家が現地へ渡航するまではオンラインで普及員及び現地業務補助員等と打合せをしながら進める。</p> <p>③-2 現地生産・流通組織の運営状況を農家や村役場等にヒヤリングする。専門家が現地へ渡航するまではオンラインで普及員及び現地業務補助員等と打合せをしながら進める。</p> <p>③-3 篤農家及び協力農家が生産した玉ねぎの集荷・選果・販売を一元化するために「品種改良・生産・流通センター（今後は「流通センター」と省略）」を設置に向けてカウンターパートと協議しながら活動計画を作成する</p> <p>③-4 カウンターパートと協議の上、流通センターの業務内容、運営方式、規則、総会開催、入会基準等の準備書類を作成する</p> <p>③-5 篤農家及び協力農家が生産した玉ねぎの集荷・選果・販売を一元化するために「流通センター」を開設し、試験農園の作業室に事務所を置く</p> <p>③-6 流通センターの役割・業務内容にかかる説明会（総会）を開催し、村役場、篤農家、協力農家等から人材を選び、「流通センターチーム」を作る（人材は1年目から選定を開始する）</p> <p>③-7 流通センターチームに対して日本人専門家が組織育成・運営方法を指導する</p> <p>③-8 流通センターチームに対して日本人専門家がブランド化・販売マネジメントに関する技術指導を行う</p> <p>③-9 流通センターの本格稼働に向けて各種サポートを行う（日本人専門家のコンサルティング、現地先進事例の視察、専門組織が開催する勉強会への参加等）</p> <p>③-10 品種改良した玉ねぎを3年目からブランド化・差別化（品質と価格共に）を目指して選果し、品質を揃え、村や国の収穫祭、スーパー等で試験販売をする</p> <p>③-11 流通センターチームと日本人専門家で打合せを重ね、今後の販売マネジメントやブランド化、販売ルート及び体制を構築する</p> <p>③-12 流通センターチームが定例会議を開催し、流通センターの人事、経理、在庫管理、販売及び直面課題にかかる協議を行う（3ヶ月に1回程度）</p> <p>③-13 本邦研修で農家や普及員等が玉ねぎ及び種子の販売方法について学ぶ</p>
8. 実施期間	2020年10月～2025年10月（5年）
9. 事業費概算額	99,954千円
10. 事業の実施体制	一般社団法人滝川国際交流協会が主体となり、滝川市及び農業関連団体、研究機関の協力体制の下で実施する
II. 応募団体の概要	
1. 団体名	一般社団法人滝川国際交流協会
2. 活動内容	国際協力、国際理解、国際交流に関する各種の事業やイベント実施